

第17回若年者ものづくり競技大会における入場等に当たってのQ&A

(第60回技能五輪全国大会「旋盤」職種二次予選会含む)

(第60回技能五輪全国大会「ITネットワークシステム管理」職種選考会含む)

	Q	A
Q1	<p>「体調確認書」における来場する日を含む過去14日以内の体調等についての確認事項について、1つでも「有」に該当した場合は自主的に参加を見合わせるという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>「第17回若年者ものづくり競技大会における新型コロナウイルス感染拡大防止のための具体的な措置」にありますとおり、万が一、該当する事項がありましたら自主的に参加を見合わせていただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、来場初日から起算して72時間以内に受けたPCR検査結果が陰性であることの証明ができるもの（検査機関からの結果通知メール等）を提示いただければ、入場が可能であると判断いたします。</p>
Q2	<p>現時点で新型コロナウイルス陽性であった場合で、来場当日までに医療機関等から日常生活に支障がないとの判断等があった場合、競技会場への入場は可能でしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルス陽性後、一定期間療養をし医療機関等から日常生活に支障がない（大会参加に支障がない）との判断等があった場合には、入場は可能と考えます。</p> <p>ただし、「現時点」が来場する日を含む過去14日以内の場合にあっては、体調確認書の確認事項のいずれかが「有」に該当しますので、来場初日から起算して72時間以内に受けたPCR検査結果が陰性であることの証明ができるもの（検査機関からの結果通知メール等）の提示が入場の条件となります。</p>
Q3	<p>（ワクチン接種を複数回受けていないため） 来場初日から起算して72時間以内にPCR検査を受けたが、来場当日までに検査結果が出ない場合は、どうすればよろしいでしょうか。</p>	<p>受付で体調確認書の確認、体温計測等をさせていただき、問題がなければ入場が可能であると判断いたします。もし、PCR検査の結果が当日までに間に合った場合には、受付時に併せてご提示ください。</p>
Q4	<p>競技下見日や競技日に緊急事態宣言等が発令（適用）された場合でも、「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時）」や「PCR検査結果が陰性であることが確認できるもの」は必要になるのでしょうか。</p>	<p>緊急事態宣言等の発令は、新型コロナ感染拡大状況を踏まえ、その拡大防止のためになされるものですので、緊急事態宣言等の発令（適用）がなされた場合には、そのタイミングに関わらず、厳格な対応が求められます。</p> <p>このため、「第17回若年者ものづくり競技大会における新型コロナウイルス感染拡大防止のための具体的な措置」のとおり、緊急事態宣言等が発令（適用）された場合においては、大会会場への入場に当たり、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証又はPCR検査結果が陰性であることを証明できるもの（原本、紙コピー、スマートフォンによる写し）を提示いただくこととなります。</p>